建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第１３条第１項及び省令第４条に基づく書面

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

（別紙 2）

1. 分別解体等の方法

	工　　程	作　業　内　容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費）　　該当なし

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費等）　　円（税抜き）

（注）・運搬費を含む。　　※受注者の見積金額を記入する。